

平成 26 年第 20 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成 26 年第 20 回教育委員会会議

1 日 時 平成26年 8 月26日（火） 13時30分～15時25分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員 長	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
教育政策担当課長	加 藤	聖 治
教育政策担当係長	信 太	希久子
調整担当係長	柏 尾	瑞 希
教育政策担当係員	大 脇	章 広
学校施設担当部長	大 古	聡
学校施設課長	佐 藤	敬 宏
計画係長	前 田	憲 一
計画係員	永 田	隆
保健給食課長	小田原	史 佳
保健係長	坪 松	剛
給食係長	宮 北	佳 恵
学校教育部長	大 友	裕 之
教育推進課長	井 口	誠 一
学事係長	村 田	行 信
学びの支援係長	塩 越	寛 史
中等教育学校担当課長	宮 地	宏 明
中等教育学校担当係長	村 上	玄 光
中等教育学校担当係長	廣 川	雅 之
中等教育学校担当係員	松 本	剛 典
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
児童生徒担当課長	須 藤	勝 也

児童生徒担当係長	佐 野 恭 敏
幼児教育センター担当課長	出 葉 充
幼児教育相談担当係長	坪 井 康 彦
総務課長	杉 村 亮
庶務係長	井 上 達 雄
書 記	石 川 亜 樹

4 傍聴者 1名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則案
- 議案第2号 平成26年度教育委員会事務の点検・評価報告書について
- 議案第3号 札幌市立小学校及び中学校の通学区域の変更について
- 議案第4号 札幌市附属機関設置条例案に係る意見について
- 議案第5号 札幌市立幼保連携型認定こども園条例案に係る意見について

【開 会】

○山中委員長 ただいまから平成26年第20回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日の議案のうち、議案第4号及び第5号は市長への意見の申し出に関する事項ですので、教育委員会会議規則第14条第4号の規定により公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第4号及び第5号については公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則案

○山中委員長 それでは、議案第 1 号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第 1 号の「札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則案」について説明いたします。

市立札幌開成中等教育学校の授業料等については、札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例を平成26年 3 月に制定しています。このうち、出願時に徴収する入学手数料の納付等については、先日決定いたしました入学者選考実施要項により、出願時までには納付し、領収書を出願書類に添付する取り扱いとしたところです。

これについては、今後、より具体的な取り扱いを記載した生徒募集要項を学校において作成し、9月13日（土）から配布する予定としていますが、本日は、これに先立ち、入学手数料の納付書の様式等、条例の施行に関し必要な事項を定めた札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則の案をまとめましたので、ご審議いただきたいと思います。

施行規則の制定内容ですが、札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則との比較という形で、インデックスの参考資料①を添付していますので、そちらをご覧ください。

初めに、第 1 条では、この規則が、中等教育学校授業料等条例の施行に関し必要な事項を定めるものであることを規定し、第 2 条では、授業料、新入生が第 4 学年進級時に納付する進級料、編入生が入学時に納付する入学料及び入学手数料は、納付書によりそれぞれ納付することを定めました。

第 3 条第 1 項では、授業料等の納期について規定しました。高校との違いで申し上げますと、進級料に係る文言を追加する一方で、大通高校で実施している科目履修生制度は中等教育学校では想定していないことから、科目受講料については規定していません。

第 3 条第 2 項以降は、高校授業料等条例施行規則と同じ内容で規定を整備していますが、第 6 条第 1 項及び第 2 項については、授業料、入学料、入学手数料のほか、減免について進級料を含めた形で定めています。

以上が札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則案の内容となっています。

最後に、施行期日についてですが、生徒募集要項は、新校舎で開催する学校説明会で配布を開始することから、学校説明会初日の平成26年 9 月13日（土）からの施行を予定しています。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問あるいはご意見がありましたらどうぞ。

○池田（光）委員 様式1（その1）の説明をしていただきたいと思います。

○中等教育学校担当課長 これは3枚つづりになっていまして、銀行の金融機関にこのセットのまま持参のうえ支払う形になります。そのうち、一番上の部分が領収印を押していただいてご本人にお返しする納入控え、真ん中が金融機関が出納するための金融機関の控え、一番下の部分が金融機関から札幌市の会計のほうに送られてくる、お金をもらいましたよというのが送られてくる、この三つで納付書という形です。

○山中委員長 様式1（その2）、（その3）と様式1（その1）との関係はどのようなのですか。費目によって違ってくるのですか。

○中等教育学校担当課長 授業料の部分と進級料、入学料の部分と入学手数料の部分のそれぞれということです。

○山中委員長 様式1（その4）までありますね。

○中等教育学校担当課長 はい。納付のお金の種類によってそれぞれ分けています。

○山中委員長 授業料、進級料、入学料、入学手数料と、あるのですね。

○池田（光）委員 その違いをもう少し明確にしたほうとよいと思うのです。

○山中委員長 それぞれの様式に授業料なら授業料ということが書いていないと。

○中等教育学校担当課長 規則案ではこのフレームの形でおよそ定めさせていただいて、実際の納入というか、入学された保護者のところには、各コードとあわせて科目のところにはこれは授業料ですよとか、これは入学手数料ですとい

うことを印字してお配りさせていただこうと思います。

○山中委員長 科目数があるわけですね。

○中等教育学校担当課長 そうです。本庁とか主管課とか予算統括部など、こういったものは変更がある場合があります。ここは規則では汎用の形をとらせていただいています。

○山中委員長 実際に発行される場合には、きちんとこれが授業料の分ということがわかるように、ゴム印か何かを押されるということですか。

○中等教育学校担当課長 はい。それで印刷します。

○池田（光）委員 自分が書くところは、よく太字とか太枠になっていますが、そのような工夫をする必要はないでしょうか。

○中等教育学校担当課長 直接、保護者にお配りするところには印字したほかに、委員におっしゃっていただいたように、記載の例を載せて、こことここにこのように記載してくださいというものもお示ししようと思っています。

○臼井委員 授業料等の減免に関することについてですが、減額というのは、例えば3分の1とか2分の1という決まりがあるのでしょうか。

○中等教育学校担当課長 別の定めになりますが、2分の1という話です。

○臼井委員 ここにはない別の定めによるということで、これは、今までの市立高校にあるものをそのまま使うということですね。

○中等教育学校担当課長 それに倣って中等教育学校として定めるという話になります。

○臼井委員 一般論として考えると、例えば大学では半分とか3分の1でやっていたのですけれども、大体そのようなイメージですか。

○中等教育学校担当課長 同じですね。所得によって全額免除の場合と半分というようなイメージだと思います。

○池田（光）委員 1 ページの第3条の進級料とか入学料は10日以内ということですが、これは一般的な期間なのですか。

○中等教育学校担当課長 これは、札幌市の高等学校と同じなのですが、この部分は、入学の許可から10日以内に誓約書も提出していただく形になっていて、それとあわせて、入学料も納めていただくという考え方になっています。

○山中委員長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 なければ、原案どおり承認でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第1号については、原案どおり決定いたします。

◎議案第2号 平成26年度教育委員会事務の点検・評価報告書について

○山中委員長 議案第2号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第2号の「教育委員会事務の点検・評価報告書について」説明いたします。

教育委員会事務の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められています。

本議案は、この法律の規定に基づき、平成25年度の事務事業についてその点検・評価を行い、結果をまとめたものを、平成26年度の報告書としてよろしいか、お伺いするものです。

なお、本日添付している平成26年度教育委員会事務の点検・評価報告書（案）については、事前に送付させていただきましたが、前回7月18日（金）にご協議いただいた際に提示したのものから、41ページから44ページに、学識経験者の意見として、北海道教育大学教職大学院の大久保和義先生と札幌国際大学の佐久間章先生のご意見を加えています。

41ページからご覧ください。まず、大久保先生からは、総評として、それぞれの施策においてさまざまな課題の解決に向けて適切な取り組みを行っており、その取り組みにふさわしい成果を上げているとのお意見をいただいています。

その他、大久保先生の個別の話として、幼稚園教育部分については、市立幼稚園と関連いたします私立幼稚園が連携して子どもの発達の観点を軸として研究体制を整えて、幼児期の教育のあるべき姿を追求することが大切だというようなご意見をいただき、さらに、相談支援体制の充実を期待するといったようなご意見をいただいています。

それから、健やかな身体の育成の部分ですが、食に関する指導については、さまざまな取り組みについて郷土への愛着心を育む教育を行ってきているということなど評価をされています。さらに、今回のテーマの選定の仕方として、体力が劣っていると申しますか、そのような状態、また、運動の慣習化を図る健やかな身体の育成に向けた取り組みを一層充実させていく必要があるという観点から、選定については時宜を得た選定であったというふうにご理解いただいています。

その他個別の話として、外部顧問派遣、それから外部指導者の関係等、部活動の関係については、さまざまな取り組みを行っていて活性化をしている部分

では評価をしているというご意見をいただいておりますけれども、さらに、今年度は運動部活動の在り方検討委員会を設置して検討するという事で意義があることだという意見で、期待をされているところです。

雪に関する部分については、まず、スキー授業についてですが、中学校では平成20年度は30%の実施であったのが平成25年度には94%にまで高まっているということ、さらには、そのための指導者の研修会にも力を入れていることについては評価をしていただいている一方で、スキーリサイクルについて、さらに、今後より多くの市民から協力を得るための方策が必要といったご意見をいただいております。そのほか、雪かき汗かきチャレンジについては、小学校に比べると中学校で取り組んでいる割合が低いことから、さらに、中学校の自発的な参加につながる取り組みを期待していきたい、そういったご意見をいただいたところです。

43ページからは佐久間先生のご意見です。総評としまして、いずれも計画的に着実に取り組まれ、堅実に成果を上げているとのご意見と、今年度試行的に実施した授業視察及び子どもとの意見交換等についても、事業の取り組みについての理解やその効果、課題を把握することに努めており、その姿勢には敬意を表するといったご意見をいただいております。

個別の内容としては、幼稚園教育の部分については、幼稚園と保育所、小学校が連携する幼保小連携推進協議会を平成25年度に設置したことを高く評価していただいている反面、教育相談についての課題ということで、職員の増員を含めて適正な配置についても、今後あわせて検討していただきというご意見がありました。

その他幼児教育の保護者への啓発、支援の部分について、ポロップひろば、幼児教育講演会、にこにこフェスティバル、このような情報提供に取り組むことについては評価していただいている反面、こういった事業に参加できない保護者に向けての取り組みもさらに課題として検討していただきたいというご意見がありました。

健やかな身体の育成の部分については、まず、飲酒、喫煙、薬物乱用、性の逸脱行動などへの防止への理解について、学習指導要領に基づいた教科との関連性を高めて、学校の特色を生かした取り組みの推進を期待したいという意見がありました。あわせて、学校の取り組みのみならず、家庭や地域との連携が大事であり、引き続き取り組みの充実を期待したいというような意見をいただきました。

その他食育についても、各種データから着実に成果を上げていること、それから、学校のホームページに食に関する内容の掲載を行っている学校が7割前後になっているということで着実に効果を上げているという評価をいただい

います。

そのほか、体力の関係で申し上げますと、運動に積極的な子どもとそうでない子どもの二極化の傾向がある中で、向上への取り組みとして、文化系部活動等のスポーツ大会の普及運動については、運動の機会を提供するという有効な取り組みであるという評価をいただいています。

今日課題に示されている指導に当たる教員あるいは外部顧問、外部指導者の一層の資質の向上、それから指導力の向上を図る取り組みがさらに重要かつ喫緊の課題であるというようなご意見をいただいたところです。

雪については、佐久間先生からも、スキー授業の中学校の取り組みについては大いに評価をしていただいています。スキーリサイクルも、大久保先生と同様に、より一層の充実を図ってほしいというご意見をいただいています。

それから、これも同様ですが、雪かき汗かきチャレンジについても、全体的なアプローチについて評価をいただいている一方、中学校の参加についてさらにというようなご意見をいただいたところです。

全体としては、おおむねご了解いただいた内容になっていたと考えているところです。

その他報告書全体の体裁や文言についても、前回のご協議を踏まえて若干整えたところです。

本日、報告書についてご決定をいただいた際には、法の規定により、この後、議会に提出するとともに、公表することとしています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらどうぞお願いします。

○臼井委員 全体的にお二方ともとても丁寧に読んでくださって、そして評価いただいたものだと思っています。昨年よりも厳しさという点では少ない、それだけ評価としては昨年よりも上がっているという全体の印象です。

佐久間先生ですが、訂正しなければいけないことではありませんが、少し読んでいてわかりにくい表現が1カ所あります。幼稚園教育の質的向上のところの4段落目の「幼児教育センターと研究実践園の教育相談の充実」の段落の最後から2行目に、「課題に対する今後の方向性として、人的及び園内の連携と関係する教職員のスキルアップを挙げているが」とありますが、このスキルアップの対象というのは、人的なスキルアップと園内の連携と関係する教職員のスキルアップという二つにかかっていると思うのですけれども、実際に園内の連携と関係する教職員も人的になると思いますので、この辺の人的ということ

が、読むと、では別の人的というのは何なのだろうかというのが正直な疑問でした。そのところが少しわからなかったので、私だけがわからないのであれば全く問題はないのですが、いかがなものかということがありました。

○**教育政策担当係長** もう一度、報告書の中身と佐久間先生の文章を再度確認して、佐久間先生と調整して、佐久間先生の意図が変わらないような形で表現をわかりやすくできるようにであれば修正させていただきます。

○**白井委員** 佐久間先生は、恐らく人的ということに込められた意味はおありになって使ったと思いますけれども、これを読んでいきますと、人的ということが何とかの人的と重なって読めてしまうので、その部分を少しご確認いただければと思います。

○**阿部委員** 雪のところですが、雪に関する学習活動の推進のところ、お二人の先生が同じようなことが書かれていまして、38ページにも同じようなことが書かれています。小学校での取り組みの8割程度に対して中学生は5割程度で低いから、もう少し自発的に中学生が積極的に取り組めるような活動支援が必要というようなことが書かれています。

そこで、私自身が感じているのは、全員ではありませんが、やはり中学生になると部活動が増えるということがありまして、学校での科目も増えてくる状況もあります。ですから、単純に小学生と中学生を比較して、中学生が少ないからもっと活動に取り組んでほしいというところが落としどころになっているのは、少しどうなのかと思います。私の子どももそうですが、土・日とも部活で、この活動にいつ参加するのだろうと思ったときに、小学生と中学生では非常に環境が違うところがあります。38ページにそのように書いているので、先生たちもそのような解釈になったのかもしれませんが、そこが落としどころのようになっているのがどうなのかなという疑問といいますか、現状を考えると難しい部分があるなと思います。

○**教育政策担当係長** 38ページのこちらで書かせていただいている今後の方向性にも、中学校部活等で実施している地域のボランティアということで、個人で参加するというものもあるのかもしれませんが、学校の取り組みでとか、そういったことも含めて記載しているので、そこがもう少し上がればということで読み取っていただいているものと理解をしました。

○**阿部委員** この文章からは、数字の比較だけが取り上げられているような、

中学生の割合が低いとか、8割に対して5割だというように、私が勝手にそう解釈してしまうのかもしれませんが、低いことに関してすごく懸念を感じていらっしゃるような雰囲気や文章から感じ取ったので、決してそうではないのというところが少し気になったところです。

○生涯学習部長 実際の除雪ボランティアが目についているのは、中学校の活動が目についている部分もありますが、いずれにしても、これを上げていく方策としてはいろいろなパターンがあろうかと思えます。大久保先生が最後の部分に書かれています、中学生がそういった自発的に参加されるようなことということで、そういう具体的に学校として何かをやることばかりではなく、意識づけといったようなことも全体の中で考えていくということで、そういうプラス面、積極的な面で考えていきたいと思えます。

○阿部委員 単純に文章だけ読むとそういう気持ちになりますけれども、それだけじゃないということは理解できました。

○山中委員長 今後の方向性というところで、書き方としては、現在、30校の中学校が部活動等で実施している地域の除雪等も含めてという書き方で、部活動で実施しているのも含めてと書いていますから、それなりに理解をした書き方にはなっているのかと思えますが、その辺はさらに実際の今後の課題の解決に向けての取り組みの中で意識してやっていくということでいいですね。

○池田（官）委員 事務の点検・評価ということですから、実際に企画された取り組みがどの程度実行されたのかということが結果の評価としても指標の一つになると思ひまして、それは非常によく書かれていると思ひますが、そういった施策が児童生徒の皆さんに実際にどのような効果となってあらわれたのかという評価も非常に大事だと思ひます。それは、評価するのは非常に難しいことだと思ひます。

点検・評価の報告書の中にも、具体的な感想の文言や終了後のアンケートの用紙など、そのほかのことでもいろいろ入っていると思ひますけれども、今後より一層、企画した事業がどの程度できたかということとともに、どのように児童生徒に対する教育的な効果といひますか、施策そのものがどういった変化をもたらしたのかというようなことがよりわかるような評価方法をさらに研究したり考えていただけたらと思ひました。

○山中委員長 今まで、点検・評価の検討過程でもその辺は各委員さんからも

ご指摘のところですし、それを取り入れて表現の中にも入れていくように努力してきたかと思いますが、さらに、今後一層、その辺を意識して取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

○池田（光）委員 前回もそうですし、昨年度もそうだったのかもしれませんが、記憶では、このスキーリサイクルの件がやはり強調されて、お二人ともお話しされているのを見て、このところは、新しい面で具体的に少し分析もしてみたらいいかと感じています。実際に、たしか去年もそうだと思いますが、需要が多いのだけれども、集まらないと。では、その具体的な対策はどうなのだろうということとか手法とか、そういったことを具体的なものはここに大きくあるので、それを今年度もこの形で表現されていますので、対策は必要かなと。あるいはもう少し分析も必要かなと感じています。

○学校教育部長 昨年度は10校でスキーリサイクルを集めたり、窓口になっていたのを、今年度は、倍の20校で、もう依頼が終わりまして、一旦そのように増やす傾向で、できるだけ持ってきていただけるものについては持ってきていただいて少しでも対応できるようにということで倍増はしたところです。ですから、さらに今年度の集まり状況とか、実際に必要な方とのバランスをさらに見ていって、もっと必要であればさらに拡大していくような方向を検討したいと事務局では考えています。

○池田（光）委員 量があるけれども、サイズが合わないとかそういうことなのですか。

○学校教育部長 そこまでは細かく整理し切れていない部分がありまして、実際にその窓口でお願いしている状況もあって、今年度20校に増やしたこととあわせて、人数と実際にどのように供給できているのかということについて分析してみたいと思います。

○山中委員長 もう少しきめ細かく検討していただきましょう。

○池田（光）委員 学校だけの関心事にするのか、例えば卒業生まで広げるといのはどうかということも考えられると思います。前回もこのような話があったと思いますので、そこは進歩していないなと感じたものですから、もう少し取り組んでみなければならぬ問題ではないかと思います。できれば、学校の中での普及を考えていくと、もう少し卒業した生徒とか、そういう人たちま

で含めることができるかどうかということは検討に値するのではないかと感じています。

○**学校教育部長** 実際に、受け皿、いわゆる窓口になってくれる学校は必要なものですから、まず、それぞれ学校の業務内でこのようなスキーサイクルで実際に持ち込まれたものを整理してということがあります。それについて、今回は倍増してほしいところですので、我々としては、まず、窓口を大きく拡大するのが第一歩かと考えましたので、それをやりながら、さらに、ニーズなどの分析行っていきたいと思います。

○**阿部委員** うち、今年、スキーを新しく新調したのですが、お店側から、もう大人用でいいですよと言われました。中学生になると大人用になるので、もしかしたら大人のご家庭で眠っているスキーがあって、中学生や高校生に譲れるものがあるかもしれないので、もう少し広げていくというのは一つの手かと思えます。

○**山中委員長** いろいろ対策を考えていく上で、今あったような意見、あるいは保護者の中でも具体的なご意見があるかもしれません。その辺をきめ細かくご検討いただくようお願いいたします。

○**池田（光）委員** 全体にきめ細かくやって大きな取り組みが成果をあらわれているなど感じて、とてもうれしく思います。その中で、先ほど運動部活動の話がありましたけれども、中学校運動部活動在り方検討委員会に対する期待が非常に大きいのですけれども、この点はどこまで進んでいるのか、少しお教えていただきたいと思えます。

○**児童生徒担当部長** 中学校運動部活動在り方検討委員会ですが、第1回の集まりを行いまして、9月3日（水）に第2回目を行う予定になっています。それで、先進的な地方の取り組みを視察している資料とか、中体連とか部活動にかかわっている方のご意見を集めるということで、第2回目は、今後の方向性について、また検討の進め方について整理していくところです。

○**池田（光）委員** その中で、指導の体罰との関係のことが出ていましたね。その辺のことも何か情報が得られそうですか。資料は集まりそうでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 体罰の件ですか。

○池田（光）委員 体罰の関係の話もどこかで評価の中に出ていたと思いますが、部活の指導と体罰というようなテーマがどこかにあったと思います。

○児童生徒担当部長 当然、運動部の在り方ですので、よりよい運動部活動として、現在、外部指導者もたくさん入っておりますので、そちらの研修も含めて、どのような運動部活動の在り方がよいかというところも議論に上がってくるのではないかと思います。いずれにしろ、今後、少子化が進む中での部活動の在り方というところに長期的・短期的な計画をつくり、できるだけ早く、来年からできるものについては取り組んでいく必要があるという課題があると思っています。

○山中委員長 それは、点検・評価の問題そのものでなく、中学校運動部活動在り方検討委員会の現状ということでご検討をお願いしたいと思います。

ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 この点検・評価に関しては、これまで皆さんも教育委員会会議で、勉強会、審議を含めていろいろご検討いただきました。基本的にはこのままで決定して、議会に提出するという方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第2号については、そのように決定いたします。

◎議案第3号 札幌市立小学校及び中学校の通学区域の変更について

○山中委員長 続いて、議案第3号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校施設担当部長 議案第3号について、説明させていただきます。

札幌市立小学校及び中学校の通学区域の変更についてです。本議案は、北区にあります拓北・あいの里地区の小学校及び中学校の通学区域の変更について提案させていただくものです。

変更内容については、議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、それに沿って説明させていただきます。

まず、通学区域の変更を行う学校についてですが、小学校は、拓北小学校、あいの里西小学校、鴻城小学校、あいの里東小学校の4校、中学校は、篠路中学校とあいの里東中学校の2校です。

次に、通学区域を変更する理由ですが、資料の2ページ目の上段の現在の通学区域図をご覧ください。

あいの里教育大駅を中心にJR線の南側に南あいの里地区が位置づけられています。この地域は、平成18年から宅地開発が行われ始めており、近年、小学校1年生から6年生までの児童が急激に増加している地域です。

資料の1ページに戻っていただきますと、年度別の児童数の一覧があります。それによると、平成30年度には、現在の児童数の2倍を超える児童数となることが見込まれているところです。そういう地域ですので、通学区域を変更する理由の一つですが、通学の安全確保ということです。

南あいの里地区は3丁目を除き、現在、あいの里東小学校の通学区域となっています。平成25年度には、ここは少し遠距離ということもありまして、約160名がJR通学をしていました。あいの里公園駅が実は無人駅となっておりまして、ホームも狭く、他の乗客との接触等による事故の発生がずっと懸念される状況となっていました。

こうした状況を解消するため、北海道中央バスに児童がほぼ専用に利用できる路線バスの運行をお願いし、登下校時2便ずつの運行が可能ということで、今年4月から運行が開始され、JRの混雑が若干緩和されているところです。また、JRにおいても、児童の登下校の時間帯に、隣のあいの里教育大駅から駅員が来て乗降の際の誘導をいただいているところです。

しかしながら、今後、南あいの里から通学する児童が増えてきますと、中央バスの増便がなかなか難しい中で、バスに乗り切れない児童がJR通学をすることとなり、また、狭いホームを多くの児童が利用することから危険な状況に戻ってしまうという可能性があり、非常に危惧されているところです。

もう一つの理由ですが、あいの里東小学校は、このように児童数が増えてきたことによって教室不足が生じています。一方で、隣の鴻城小学校については、早くからの開発地域ということで成熟度は増してきており、児童数はぐんと減りまして余裕教室が多数出ているような状況があります。あいの里東小学校では児童数の増加によって教室数の不足が生じている中で、現在、特別教室の転用で対応しているところです。このまま児童数が増えますと、教室数不足に対応できなくなることが見込まれる一方で、隣接する鴻城小学校では、依然として余裕教室が発生しているという状況が生じることになります。

以上の二つの理由により、通学区域の変更を行い、通学の安全を確保するとともに、あいの里東小学校の教室数不足の解消を図ることが適切であると判断したところです。

次に、通学区域の変更案について説明させていただきます。

資料は2ページ目です。

小学校の現在の通学区域と変更後の通学区域を掲載させていただいています。住所の上に色がついていますが、黄色が拓北小学校、赤色があいの里西小学校、青色が鴻城小学校、緑色があいの里東小学校の通学区域であることを示しています。

変更となる箇所は、現在、あいの里東小学校の通学区域である緑色のあいの里1条5丁目、6丁目、南あいの里4丁目から7丁目まで、それから、拓北小学校の通学区域である黄色の南あいの里3丁目です。

南あいの里地区とあいの里地区はJRによって分断されており、南あいの里地区は、南あいの里3丁目にある拓北養護学校の南側の一部を除き、徒歩で線路を渡ることができる一番近い箇所がJRあいの里教育大駅に隣接している跨線橋ということになります。このため、南あいの里地区は、跨線橋を渡った後の距離が最短である鴻城小学校が最も通学距離が短い学校ということになります。しかし、南あいの里地区の児童を全て鴻城小学校の通学区域とすると、今度は鴻城小学校の教室が不足するということになりますから、南あいの里3丁目と4丁目はあいの里西小学校、5丁目から7丁目は鴻城小学校の通学区域とさせていただきます。また、できる限り他校の校区を通過して通学することにならないよう、跨線橋を渡った先のあいの里1条5丁目と6丁目も鴻城小学校の通学区域とさせていただきます。

次に、中学校の通学区域について説明させていただきます。

資料の3ページです。

これも色がついていますが、緑色があいの里東中学校、黄色が篠路中学校の通学区域であることを示しています。これまでは、南あいの里3丁目が篠路中学校の通学区域となっていました。小学校の通学区域が拓北小学校からあい

の里西小学校に変更することにあわせ、あいの里東中学校の通学区域に変更いたします。

次に、通学区域の変更を行う時期ですが、通学安全の確保と教室数不足解消のため、できるだけ早期に行いたく、平成27年4月1日（水）ということで設定をさせていただきたいと考えています。

次に、これまでの経過について説明させていただきます。

当該通学区域の変更案については、地域住民を対象に、今年2月28日（金）及び3月1日（土）に説明会を開催しました。その際に多数のご意見、ご要望があったことから、改めて5月10日（土）に説明会を開催し、当該変更案の趣旨について地域の方々に説明をさせていただいたところです。

その上で、本年7月7日（月）に、札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問し、7月7日（月）及び14日（月）の2日間にわたる審議を行い、その結果、当該通学区域の変更案について妥当である旨の答申をいただいたところです。

最後に、今後の日程ですが、当該議案の可決後に告示を行い、平成27年4月1日（水）からの実施と考えています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見はありませんか。

○池田（官）委員 小学校の通学区域についてですが、南あいの里3丁目については、現在は拓北小学校が通学区域となっていて、変更後は、あいの里西小学校が通学区域になるのだと思います。距離的なことを考えると、南あいの里3丁目の方たちについては、拓北小学校のほうが拓北駅を歩いていくほうが近いのではないかと思います。3丁目をあいの里西小学校にしたということは、距離的にはこれまでより遠くなるのではないかと思います。その理由について説明をしていただけるとありがたいと思います。

○学校施設課長 南あいの里3丁目については、通学区域としては拓北小学校ですが、あいの里東小学校も選択できる地域になっており、その結果、多くの子どもたちがあいの里東小学校に通っているという現状があります。

今回、通学区域が変更になり、あいの里西小学校にしたのは、南あいの里3丁目から7丁目までの地域は同じ町内会になっていまして、一つの町内会を三つの小学校の区域に分けるのは普通ではないということになりまして、それから、今まで経緯で子どもたちが現実的にあいの里東小学校に通っているのが多

いということもありますので、通学区域の設定に当たり、南あいの里4丁目と同じようにあいの里西小学校という設定の仕方をさせていただいています。

○山中委員長 距離としては若干遠くなるのですか。

○学校施設課長 南あいの里3丁目の場所にもよるのですが、遠くなる場所もあります。逆に近くなる場所もあります。

○山中委員長 極端に遠くなるということはないのですか。

○学校施設課長 南あいの里3丁目全体を見ますと、あいの里西小学校までの距離については、一番近いところで1,690メートル、一番遠いところで2,150メートル、拓北小学校については、一番近いところで1,630メートル、一番遠いところで2,030メートルになります。

○池田（光）委員 ここでの議論かどうかわかりませんが、踏切がないがために迂回をしなければならないという不便さをお聞きしたのですが、教育委員会として、JRにそのような申し出とかはもちろんされていると思うのです。昔、JRは国営ということで線路を引いて地域をまたいでも問題がなかったのですが、今の時代は、地域をまたぐ、遮るような認識、立場が少し変わってきているのではないかということも含めて、こういうものを設置してくれとかということをお訴えるような根拠はないものなのではないでしょうか。踏切による課題などを解決するような、法的根拠かどうかはわかりませんが、そういったことを研究したことがあるのかどうか、少しお聞きしたいと思いました。

○学校施設担当部長 そういう研究はしたことはないです。ただ、この場合は、もともと線路があって、開発がはるかに後から始まっている地域なので、実は、開発当初は、跨線橋を渡すということで開発業者のほうでいろいろ計画を練っていたという構想はありました。跨線橋を3本つくるという当初計画があったようなのですが、結果として1本しかできなかったものから、現状はこのようになってしまって、通学路としては現状を後追いする形で通学区域を変更しなければならなくなったということがあります。

その辺をJRに特別に負担を求められるかという話になると、開発のほうははるかに後だったので、なかなか言いにくいところです。

○池田（光）委員 例えば、札幌市内の工場などでも、もともと工場があった

ところに家が建ってきて立場が逆転しているという場面が結構あったりするのです。研究してみる価値があるのかどうかわかりませんが、現状から見ると、すごく遮られているような気がするので、何か対策といいますか、踏切をつくと数億円のお金がかかるということを聞いたこともあります。どこかの機会の研究していただければと思います。

○学校施設担当部長 ありがとうございます。

○山中委員長 単純な踏切だと、児童の安全という問題も起きるのですかね。

○学校施設担当部長 そうですね。それで、踏切ではなくて跨線橋という案が最初にあったのだらうと思います。

○山中委員長 跨線橋のほうがお金がかかるということで、1カ所になってしまった。

○学校施設担当部長 実際は、跨線橋を一つつくと3、4億円かかるというようにお話はうわさではいろいろ伺っています。

○山中委員長 保護者あるいは地元住民たちからの要望が強くて跨線橋をつくるか、そのような場合はあるのでしょうか、学校で検討して要望していくというのはなかなか難しいのでしょうか。

○学校施設担当部長 土地を売るときに、もうこの状態で売り出していますので、後から跨線橋ができるよというような販売条件ではどうもないようです。

○山中委員長 さらに、今後、人口が急増していくと、要望がいろいろ出てくるかもしれませんけれどもね。

○学校施設担当部長 今も、やはり、踏切や道路の問題は、駅の南側の方々からはいろいろとお話をいただいているのですが、間に養護学校が挟まっていたりして、簡単に道路を突っ切れるような状況でもないようなお話になっています。

○山中委員長 児童数の増加の傾向からいったら、ご提案のような分割をした場合、各学校の生徒数がどのように変わっていくのか、その辺のシミュレーションはありますか。

○**学校施設課長** 今、児童数の数字を持ち合わせていませんが、学級数で見ますと、平成31年度では、あいの里東小学校が現行の20学級から14学級、鴻城小学校が現行の12学級から19学級、あいの里西小学校が現行の14学級から17学級、拓北小学校が現在の16学級から12学級、いずれも普通学級の数字です。

○**山中委員長** 中学校はどうか。

○**学校施設課長** 申し訳ございません。今は資料を持ち合わせていません。

○**山中委員長** 鴻城小学校は7学級も増えるということになりますね。

○**学校施設担当部長** 鴻城小学校は、もともと今の倍ぐらいの規模で、一番大きい時代にはそういう大きな学校です。

○**池田（官）委員** 答申書の附帯意見についてですが、非常に簡素に書いていただいている、少しわかりにくい面もあるのですが、中学校の通学区域の選択について、どちらの中学校にするか選択できる地域は南あいの里3丁目、4丁目ということになったということで、この附帯意見に込んでいるという理解でよろしいのでしょうか。附帯意見について、もう少し説明していただけるとありがたいです。具体的なことを少し教えていただきたいと思います。

○**学校施設課長** 南あいの里3丁目と4丁目については、あいの里西小学校の通学区域にしたいと思っています。あいの里西小学校への距離なのですが、南あいの里4丁目から一番遠いところでも1,930メートルで2キロを下回っているのですが、南あいの里3丁目の一部については2,150メートルということで、2キロを150メートルほど上回っています。2キロを上回っている場合は通学定期の助成の対象になるのですが、南あいの里3丁目は通学定期の助成対象になって、同じ小学校に行って同ジェリアから向かう南あいの里4丁目は助成の対象になっていないということもありますので、通学区域審議会からは、南あいの里4丁目についても南あいの里3丁目と同じように通学定期の助成の対象地域にすべきではないかということです。

○**山中委員長** それに対してどう対応していこうとされるのですか。

○**教育推進課長** 基本的に、南あいの里3丁目の一部地域が2キロを超えているということで、要綱上は、同じ街区ということで南あいの里3丁目の全域を

お認めしてということになるかと思うのですが、実際には、あいの里教育大駅の北側の部分からバスが出まして、あいの里西小学校まで歩いて10分程度ですが、そこまでの一駅ということにして、どうしても南あいの里3丁目も4丁目もあいの里教育大駅まで歩いて、そこからバスに1区間乗るかどうかという選択です。

ただ、南あいの里4丁目の子どもたちは、歩いて行って、教育大駅で3丁目の子どもたちだけがバスに乗るとするのがいいのかどうかということもありますので、来年4月からの通学区域の変更ですので、それについて検討したいなと考えていますけれども、児童の通学の安全性を考えて、ある程度柔軟に対応しなければいけないなと考えています。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、提案どおり通学区域を変更するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第3号については、そのように決定させていただきます。

次に、議案第4号ですが、ここからは公開しない議案となりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

以下 非公開